

被扶養者削除手続きチェックシート 提出日 令和 年 月 日

【提出にあたって】

1. 該当する書類を確認し、□に✓を付けたうえで、申請書類に添付しご提出ください。
2. 該当書類はすべてご提出ください。書類が不足している場合、手続きができないことがあります。
3. 提出書類の控えとして、必要に応じて本チェックシートのコピーをお取りいただき、お手元に保管してください。

【注意事項】

※内容により追加書類のご提出をお願いする場合があります。

※原則として、被扶養者に該当しなくなった日から5日以内にご提出ください。

※扶養削除日後に医療機関を受診した場合は、後日医療費の返還をお願いすることがあります。

被保険者氏名		削除対象者氏名		続柄	
--------	--	---------	--	----	--

基本届

提出書類	扶養削除日・注意事項等
☐ 被扶養者異動届(減)	◆健保 HP 申請書式 NO.T1-2
【返却が必要なもの】 ☐ 資格確認書(交付されている方) ※有効期限経過・マイナ保険証登録済の場合の返却は不要です。 ☐ 限度額適用認定証(交付されている方) ☐ 特定疾病療養受療証(交付されている方)	◆返却ができない場合は、別途減失届が必要です。

【重要】上記は全員共通の提出書類です。申請内容に応じて追加書類の提出が必要となりますので、必ず下記の『状況に応じて必要な書類』をご確認し、該当する全ての書類をご提出ください。

状況に応じて必要な書類

(1)就職し、健康保険に加入した場合（加入した健康保険の資格取得日の確認のため）	
☐ 健康保険資格取得日が確認できる書類	◆就職先の「資格情報のお知らせ」の写し等 ◆資格取得日の確認書類が未入手の場合は、上記基本届の届出を先にご提出いただき、当該書類は後日ご提出ください。 【扶養削除日】就職先の健康保険資格取得日

(2)収入が超過すると見込まれる場合（収入額・収入超過事実日の確認のため）	
※2種類以上の収入により超過する場合は、それぞれの該当書類をご提出ください。 【認定基準】 ① 60歳未満(下記③以外) :年収130万円未満(月収目安108,334円) ② 60歳以上/障害年金受給者 :年収180万円未満(月収目安150,000円) ③ 19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く):年収150万円未満(月収目安125,000円) かつ被保険者の年収の1/2未満であること ※月収目安を恒常的に超えている場合や、労働条件通知書等により年間収入基準を超える見込みがある場合は、被扶養者資格喪失の対象となります。	
【給与収入が基準を超える見込みの場合】 ◆以下のいずれかの書類をご提出ください。 ☐ 給与明細書の写し (収入超過月を含む連続した3ヵ月分) ☐ 雇用内容・給与支払(見込み)証明書 (健保 HP 申請書式 NO.T6) ☐ 年間収入見込み額を確認できる労働条件通知書・雇用契約書等の写し ※時給・労働時間・勤務日数・交通費等が記載されたもの	◆給与収入のみの方が、労働条件通知書等に基づき被扶養者認定を受けている場合 【扶養削除日】認定後、実際の収入が恒常的に収入基準を超えていることが判明した場合は、原則として書類提出日(健康保険組合が提出日前に収入超過を確認していた場合等は、その確認日) ◆上記以外の場合 【扶養削除日】収入基準を超えることが見込まれる日(雇用開始日・契約変更日等)※給与支給日ではありません。 ◆給与収入のある方へ共通の注意事項 勤務先の都合による残業や繁忙期対応等により一時的に収入増加があった場合は、「年収の壁・支援強化パッケージ」の対象として、継続して被扶養者として認定できる場合があります。該当する際は削除手続きを行う前に、関係書類をご提出ください。

(次頁へ続く)

【年金収入が基準を超える見込みの場合】 ☐ 年金振込通知書または年金額改定通知書の写し	【扶養削除日】 年金支払対象月の初日(1日)※振込日ではありません。
【雇用保険等の給付金受給により日額が基準を超える見込みの場合】 ☐ 雇用保険受給資格者証(全ページ)または 各種給付等の支給決定通知書の写し	◆雇用保険等の給付金の日額が 3,612 円(60 歳以上/障害年金受給者は 5,000 円)以上の場合は、受給期間の長短にかかわらず被扶養者資格を喪失します。 【扶養削除日】 基本手当等の支給開始日※振込日ではありません。

(3)子を配偶者の扶養へ移す場合（配偶者側健康保険の被扶養者認定日の確認のため） ※原則として年間収入見込額の多い方の被扶養者とします。 ※収入見込額が同程度の場合は、主として生計を維持している方の被扶養者とします。	
☐ 配偶者の健康保険被扶養者認定日のわかる書類	◆加入先の「資格情報のお知らせ」写し等 ◆夫婦の収入状況の変動等により主として生計を維持する者が変更となった場合、原則として、その変更日が事実発生日となります。ただし、夫婦共同扶養の場合は、配偶者側健康保険の被扶養者認定日を基準として資格を異動します。 事実発生日が遡る場合は、事前に配偶者側健康保険の認定可能日をご確認いただき、事実発生日に近い日で認定を受けられるようお手続きください。 【扶養削除日】 配偶者の健康保険被扶養者認定日

(4)結婚し、配偶者の扶養となった場合（配偶者側健康保険の被扶養者認定日の確認のため）	
☐ 配偶者の健康保険被扶養者認定日のわかる書類	◆加入先の「資格情報のお知らせ」の写し等 【扶養削除日】 配偶者の健康保険被扶養者認定日

(5)離婚した場合（離婚日の確認のため）	
☐ 離婚したことがわかる書類	◆離婚受理証明書・戸籍謄本の写し等 ◆離婚に伴いお子様を扶養削除する場合は、お子様の氏名が記載された書類をご提出ください。 【扶養削除日】 離婚した日

(6)被扶養者と別居し、生計維持がなくなった場合（別居日・生計維持関係解消日の確認のため）	
☐ 生計維持がなくなった日がわかる書類	◆別居した被扶養者の住民票の写し、送金停止が確認できる書類等 【扶養削除日】 別居した日または生計維持関係が解消した日

(7)死亡した場合（死亡日の確認のため）	
☐ 死亡したことがわかる書類	◆死亡診断書・埋葬許可証の写し等 【扶養削除日】 死亡日翌日

(8)国民健康保険加入のため資格喪失証明書が必要な場合	
☐ 被保険者・被扶養者資格喪失証明書発行願	◆健保 HP 申請書式 NO.T8

(9)扶養削除日から 6 か月以上経過して届出する場合	
☐ 被扶養者異動届(減)届出遅延理由書	◆健保 HP 申請書式 NO.T7 ◆扶養削除日から 6 か月以上経過して届出する場合は、必ずご提出ください。